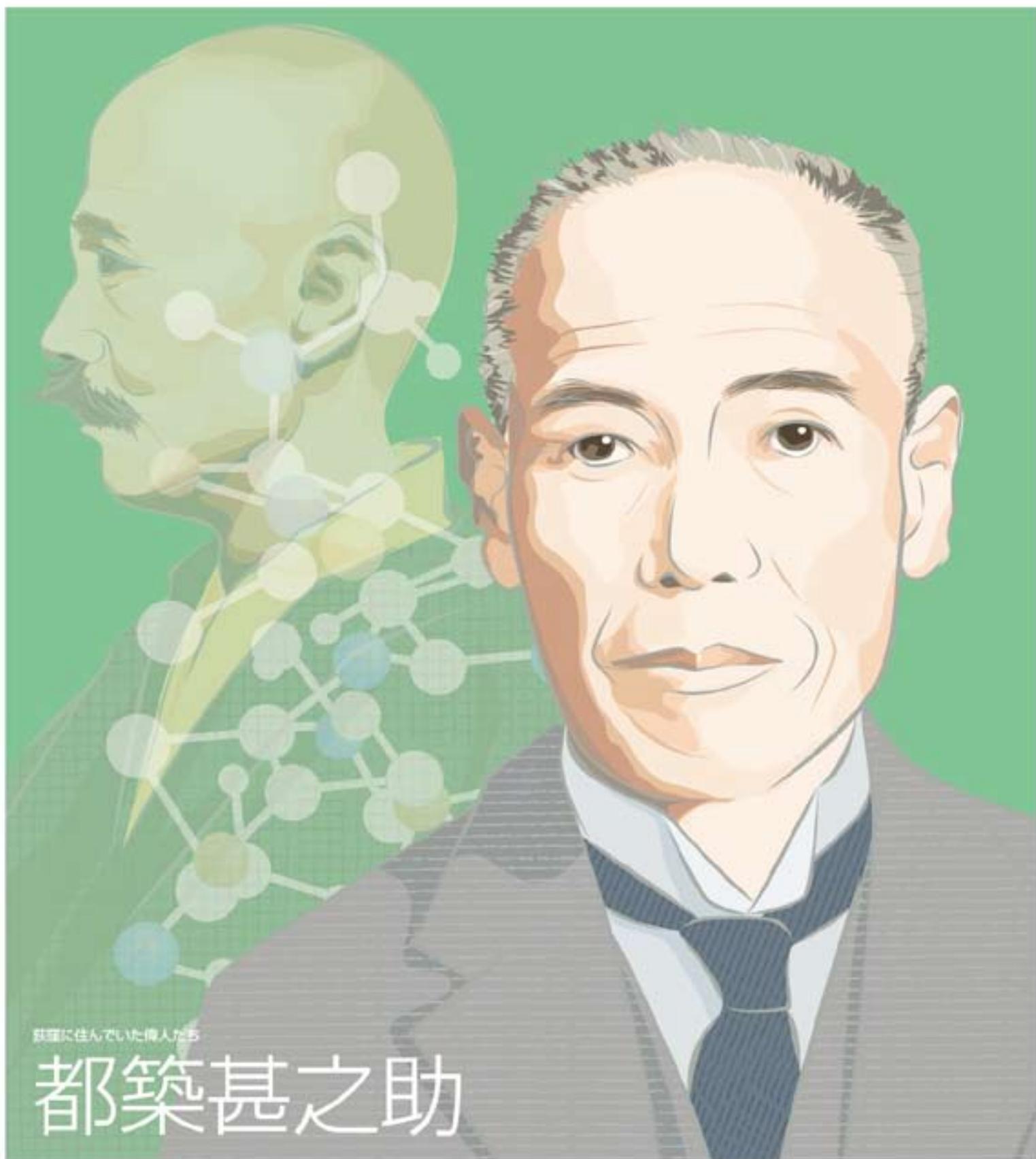


# 荻窪法人会 会報

OGIKUBOHOJINKAI BULLETIN

August 2006



荻窪に住んでいた偉人たち

## 都築甚之助



# CONTENT

## 3 第33回通常総会

- ◎会長あいさつ 水島隆年／荻窪法人会 会長
- ◎来賓祝辞 柿沼節夫／荻窪税務署 署長

## 6 着任のごあいさつ

荻窪税務署 新幹部

本音トークの座談会シリーズ

どこの支部長も苦労している。  
支部の活性化にはいろいろ手段を考えている

## 7 ブロック長座談会

法人会でのさまざまな経験、そして青年部会からの仲間たちは、人生の財産です

## 14 この人に聞きたい！インタビュー

◎八重幡清忠／理事

## 16 女性部会30周年記念式典

- ◎井野場よ志子／荻窪法人会 女性部会長
- ◎水島隆年／荻窪法人会 会長
- ◎柿沼節夫／荻窪税務署 署長
- ◎宇田川紀道／荻窪法人会 副会長
- ◎女性部会 この10年の歩み

## 20 平成18年度税制改正説明会 開催報告

## 23 支部長訪問

- ◎小林義雄／第18支部長
- ◎田中晴弘／第22支部長
- ◎館 充／第26支部長

新連載

## 26 第3回 今話題の会社法

◎税理士 小林誉光

## 28 松澤元副会長を偲んで

◎田崎秀夫

## 29 委員会・部会報告

青年部会／源泉部会  
ブロック・支部だより



都築基之助（つづきじんのすけ）

明治時代、日清戦争では戦死者より脚気で死ぬ兵隊の人数が多かったと言われ、また、日露戦争で日本は25万人の脚気患者を作り出し3万人を脚気で死亡させと言われている。これは当時の東大医学部が脚気の「麦飯予防法」に反対した為であり戦地に麦飯を送ることに反対したことによる。陸軍省のなかでも一番の麦飯反対者は東大医学部卒業の森林太郎であった。これは森林太郎（森鷗外）の生涯最大の過ちと伝えられている。陸軍軍医の都築基之助は民間医の遠山椿吉ら4人で欧米の医学の水準を越えて未知のビタミン概念を探しあてた。都築基之助は4人の中で、最も活躍をした。1902年にはマラリアについての組織的調査を最初に行った事でも知られている。

杉並区天沼に住む(明治2年11月～昭和8年3月 享年65歳)

社団法人荻窪法人会

# 第33回通常総会

荻窪法人会第33回通常総会が5月26日に行われ、今年度は定例外の議案の3名の支部長の交替や来年度に向けて支部編成替の件が新たに承認されました。また、通常総会の議案の第1号議案から第4号議案も滞りなく承認されました。

photographs by 木村拓史(広報委員)



議長を務める水島会長



会員増強特別感謝状を受ける五十嵐第1ブロック長

荻窪法人会第33回通常総会が5月26日にタウンセブン8Fで行われました。

ご来賓には荻窪税務署より柿沼署長、齊藤副署長をはじめ東京都杉並都税事務所長の星野氏など13名の方に出席頂きました。通常総会は坂田副会長の開会の言葉に続き会長挨拶の後、水島会長を議長に選出して例年通り議事が進行されました。

議事は

- 第1号議案 平成17年度事業報告の件
- 第2号議案 平成17年度収支決算報告並びに監査報告承認の件
- 第3号議案 平成18年度事業計画案承認の件
- 第4号議案 平成18年度収支予算案承認の件
- 第5号議案 理事交替の件



出席した会員の皆さん

第6号議案 支部編成替の件

が上程され、満場一致で全議案が承認されました。今年度は定例外の議案として5号議案で3理事の交替と、6号議案で19年度より支部の統合が可決されました。

第5号議案は第4ブロック第18支部長に小林義雄氏、第22支部長に田中晴弘氏、第5ブロック第26支部長に館充氏が就任され承認されました。

6号議案は第6支部と第7支部、第16支部と第17支部、第21支部と第22支部の合併が承認され19年度をもって実施に移ります。

議案の議決後会員増強特別感謝状、会員増強優秀支部感謝状、会員増強功労者感謝状、優良職員表彰状の贈呈が行われ第33回通常総会は滞りなく終了しました。

会員の出席者数は201名でした。

Greeting

# 会長あいさつ

社団法人荻窪法人会 会長 水島隆年



あいさつする水島会長

## これから来る大きな変化を 法人会全体で努力して進んで行く必要がある

きょうは大変お忙しいところ、法人会の総会にお集まりいただき、本当にありがとうございます。

ことし1年、大変会員の皆様にはお世話になりました。厚く御礼を申し上げますと思います。また、ブロック長さん、支部長さん、役員の方、本当に会員増強では大変努力をいただき、ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

また、きょうは荻窪税務署の柿沼署長をはじめ、関連団体の方、そして区役所、そして都税事務所の皆様にご臨席していただき、本当にありがとうございます。

今年、法人会としては少し変わったことが2つ起きております。1つは、郵政省の簡易保険の集金というのが法人会の収益の柱としてありました。郵政省の改革で、簡易保険の集金が大変量が少なくなりました。来年度の予算は大変緊縮にせざるを得ないというところでございます。

もう一つは、先般、東京法人会の総会がありまして、その中で公益法人の制度改革、見直ししようというのが、

今全体として始まっている。要するに公益法人というのは、社団法人とか財団法人とか、そういう法人が各省庁に帰属していました。今後は、それを各省庁から切り離して、政府の直接に社団法人を認めるか、認めないかというところに制度を変えていこうという流れでございます。当然、荻窪法人会も社団法人でございますので、その法律に関連します。NPO法人という形で社団法人とか財団法人をどんどんつく

って結構ですよ、許可もなくていいですよ。ただしつくった公益法人の中で税制的に認められるのはここですよということとを明確にやられるということでございますので、東法連の安西会長は、全法人会全員で公益法人法に合わせる努力をしようということでございます。来年度はこういう方向に少し向かって進めていかなくちゃいけないのかなと思っています。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。



会員の皆さん



あいさつする柿沼署長

## Congratulatory address

# 来賓祝辞

荻窪税務署 署長 柿沼節夫

**荻窪法人会会員の皆様方には、日ごろから税務行政に対しまして  
ご協力とご理解をいただき、誠にありがとうございます**

本日は、荻窪法人会の第33回の総会にお招きをいただきまして、誠にありがとうございます。また、会員の皆様方には、日ごろから税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。おかげさまで、あと1カ月ほどになりますが、平成17事務年度が無事終了いたします。これも皆様方のご支援のたまものと感謝しております。

ただいま総会におきまして予定されました全ての議案が滞りなく可決、承認されましたことを、心からお喜び申し上げます。本年度も、さまざまな事業活動を積極的に展開されまして、荻窪法人会がますます発展されることをご祈念申し上げます。

皆様方もご存じのとおり、最近の税務を取り巻く環境は、少子高齢化社会の到来、経済のグローバル化、さらにITの発展など、大きく変化してきております。このような状況の中で、私ども税務行政にかかわる者といえます。私どもは、経済社会の変化に的確に対応

しながら、常に納税者の皆様方の視点に立つて仕事をを行い、適正・公平な税務行政を推進していくことが極めて重要であると思っております。法人会の皆様方におかれましては、どうか今後とも税務行政に対しまして二層のご協力、ご理解を賜りますよう、重ねてお願い申

し上げます。

さて、平成18年度の改正税法が成立し、4月1日より施行されております。法人税関係では、役員給与の大幅な改正や、交際費課税の見直しが行われています。既に法人会と共同で改正税法説明会を開催し、多くの方々のご参加をいただいておりますが、どうか申告書を提出される際には、今一度、改正事項を確認されまして、適正な申告をよろしく願います。

また、国税庁では、本年も電子申告・納税システム、いわゆるe-Taxの一層の普及促進に取り組んでまいります。今後利用者の皆様方のご意見を取り入れながら、改善を図ってまいりますので、どうか皆さん、早期導入を検討いただけますよう、よろしく願います。

結びに当たりまして、荻窪法人会へますますのご発展と、本日ご列席の皆様のご事業のご繁栄とご健勝を祈念しまして、簡単でございますが、私のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。



会員の皆さん

# 荻窪税務署 署長 着任のごあいさつ

7月は署の異動の時期にあたります。

1年間で異動される方、2年間で異動される方と期間はまちまちですが、荻窪法人会においては秋の特別研修会をはじめ、役員会、ブロック研修会、各委員会、各部会で大変お世話になりました。

着任された馬鳥武荻窪税務署長をはじめ税務署の幹部の方々には、今後多くの研修会で講師をお願いする事になると思います。

ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

社団法人荻窪法人会の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。この度の人事異動により、国税庁主任監察官から荻窪税務署署長を拝命いたしました馬鳥武でございます。前任の柿沼署長同様よろしくお願い申し上げます。社団法人荻窪法人会は、社会貢献活動としてチャリティコンサートなど地域に密着した事業活動や、企業経営に役立つ「簿記講習会」をはじめ各種講習会、研修会を積極的に開催されて、納税意識の高揚と税務知識の普及に多大な貢献をされていると伺っております。また、毎年積極的な会員増強運動を展開され、全国的に厳しい状況の下、東京局管内におきましても有数な加入率を維持されておられます。これもひとえ



荻窪税務署長  
ばと 馬鳥 武

熱意を持って事業活動に取り組み  
すばらしい団体

に、水島会長を中心とする役員の方々と会員の皆様方が、熱意を持って事業活動に取り組まれた賜物と、深く敬意を表する次第でございます。法人会の皆様方には税の良き理解者として、今後とも、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。さて、政府は「IT新改革戦略」におきまして、「世界一便利で効率的な電子行政」の実現のため、具体的には国等に対する申請・届出手続におけるオンライン利用率を50%以上とすることを目標に掲げました。国税庁ではアクションプラン「オンライン利用促進のための行動計画」を策定・公表し、今後とも納税者の皆様の視点に立って、IT活用による様々な取り組みを実現しつつ、利便性の向上を図ってまいることとしております。特に「e-Tax（国税電子申告納税システム）」につきましては、積極的な利用拡大に取り組んでまいる所存です。法人会の皆様におかれましては、「e-Tax」の内容の理解並びに積極的なご利用を、よろしくお願い申し上げます。終わりにになりますが、社団法人荻窪法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝、ご事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。



審理担当上席国税調査官  
しみず まこと  
清水 周



法人第1統括官  
やまぐち かずひさ  
山口和久



法人担当副署長  
いたはし さとる  
板橋 智

## 幹部のご紹介

# ブロック長座談会



## ブロック長 座談会出席者 (敬称略)

第1ブロック長	五十嵐良夫
第2ブロック長	木村達夫
第3ブロック長	宇田川康喜
第4副ブロック長	秦 寿吉
第5ブロック長	野村一男
広報委員長	鹿野修二
広報副委員長	矢澤規充

photographs by 木村拓史(広報委員)

## どこの支部長も苦勞している。 支部の活性化にはいろいろ手段を考えている。

支部長は頑張っている。会社法や公益法人法の改正で支部活動がどう変化していくのかまだ先が見えないところもあるが、活性化委員会の提案は支部長の負担が増えるので他の方法を考えた方がよい。などを含め委員会や広報誌に対する注文や提案がありました。広報委員会では今回のブロック長座談会の提案から次回も支部が法人会の原点”シリーズ”を続けたいと思っています。

### 情報の共有化の有り方

**鹿野修二** 広報委員長 この座談会は、法人会の原点は支部にあるという話があつて、そこから始まりました。一番大きな問題が、情報が共有されていないので、ほかの支部の活動がわからないという話がありました。まずその辺りから、話を伺いたいと思います。

**五十嵐良夫** 第1ブロック長 今、情報の共有化というのが出ましたけれど、確かに受け取る側も、発信側も両方あると思います。第1ブロックは、支部長会をほぼ毎月やっています。支部長が出られないときには、副支部長を必ず立てて、代理に出席してもらおうということ。これを定義づけるわけです。

皆さんボランティアでやっているわけですから、指揮権とか命令権はないので、お願いするほかはないわけです。

ただ、やはり、組織ですから、それ相当地にみんな責任を自覚してもらおうということが、一番大事なことではないかと思えます。そういう観点に立ってブロック運営をさせていただいています。だから、代理は必ず出て、支部に帰ったら役員会を必ず開催するわけです。その結果がブロックの方に跳ね返ってきて、当支部はこういうことをやりましたと

いうふうになる。

ただ、1つ欠点があるのです。やればやるほど資金が足りないということ。みんなボランティアで来ているのに、お金を取って、みんな出し合ってやろうよといつても限界がありますものね。その辺のところを、本部としてどう解決していくか。一考していただければ助かります。

**木村達夫** 第2ブロック長 私の2ブロックは、会員の加入率が低いので、どうしたら加入率を上げられるだろうかということを考えてきました。ブロックの運営は、皆さんに負担を掛けないように、私が決められるものは、決めてしまおうということをやってきました。実は、それはあまり良くなかったです。

1つはブロックの動きが分からない。各支部や、各委員会の動きがよく分からない。例えば、ブロックの研修会のテーマや、研修旅行の行先がいつの間にか決まってしまったとか、ご批判をいただきました。加入率をどう増やすかという問題と相兼ねまして、何が問題だろうかということを考えました。ブロックの中の、情報の共有ができていないことだろうというふうに、思い至りました。法人会報を見ましたら、支部長会をやっているということを読みまして、当ブロックも支部長会をやるうと、今年度から始めました。



五十嵐良夫 第1ブロック長



木村達夫 第2ブロック長



宇田川康喜 第3ブロック長



秦寿吉 第4副ブロック長



野村一男 第5ブロック長



鹿野修二 広報委員長



矢澤規充 広報副委員長

ただ、支部長会と言っても、各支部長、ブロックの役員、各委員会の委員、ブロックから出ている理事、全部集めて22人の会です。ブロックの役員会という名称よりも、支部長を前面に出してこれを支部長会と名付け、情報の共有を図ろうと、これをテコにしてブロックを活性化させ、ひいては会員増強もやっていこうと、始めたところです。

**宇田川康喜第3ブロック長** 基本的には、ブロックはまとめ役だと考えています。まずブロック役員会というのがありますが、それは、ブロック長と副ブロック長、ならびに会計と監査、それと支部長。それから、合同役員会というのを持っています、それにプラスして、各委員会の委員の人を含めた合同役員会。別に、トータルの総合役員会という、相談役と入れているのと、3通りの呼び掛け方があります。

一応、支部長を立てて支部長が動きやすいようにするのが、まず基本です。ですから、研修会や行事などは、必ずブロックの役員会を開いて、支部長の意見を聞いて進めていく。それで、研修会も全て支部長に役付けを渡します。司会から始まって、あいさつとかそのほか、みんな支部長を全部分けて入れています。細部を活性化していかないと、ブロックは自動的に活性化していか

## とにかく自分の会社

いというものの考えで始まっています。

**秦第4副ブロック長** きょう、山本ブロック長が欠席なもので、私が代理で出ました。一番、杉並の端っこで、久我山に居るもので、法人会の活性化というよりも、とにかく自分の会社をなんとかしなくてはというのが先なんでしょう。何年か前にブロックの編成替えがあつて、西荻と久我山と一緒になって活動していますが、この4〜5年、とにかくこの景気なもので、すから、個々の会社を活性化することに、法人会はどういう役割を果たすか、そういうのがまだ全然見えません。

だから、簡単な話、メリット、デメリットでやってみようというのと、メリッとなんかいいしということなんです。そういう意味で、横のつながりの連携、異業種交流も非常に、久我山から荻窪へ来るのは、結局、吉祥寺経由になってしまうわけです。そういうことで、道のこともあるし、いろいろな意味で、足が遠くなっているのが現実で、ではこれからどうするかということになると、具体的に、うちの支部も隣と一緒にしようということも考えていたり。かと言って、とにかく駄目なところが2つ重なっていて、もっと駄目なので

はないかという気もするし。だから、正直言って、まだ分からない状態です。

**野村一男第5ブロック長** 活性化するには、やはり集まって話し合います。これが基本じゃないかと想います。うちのブロックも、今度は8月に、1時間という時間を決めて、各5人の支部長に集まっていたらいい。そのときには、組織委員の方も来てもらって、会員の増強の話合いをします。会員を増やすことが、法人会の中でウエイトが高いものですから、活性化の中で会員を増やしていくという形では、せっかく支部長会議があるわけですから、組織委員の人たちと話して、いかに会員を増強していくかということの話し合いをします。

**五十嵐** 先ほど委員会の話が出ましたが、税務研修があるときには研修委員に参加願って、どういう研修の方向に持っていくとか、3、4カ月前から事前に計画的にやっています。今年度は、予算上の問題も制約されるし、時間上の問題も、税務研修の場合は制約されるという話が出ていますね。

そうになると、面白くない、先ほど、全く何のメリットもないじゃないかという話も出ましたけれども、研修会で一般会員が参画しようという意識が、逆に落ちていってしまう事も考えて欲しいと思います。

### 新公益法人制度とは

新公益法人制度は一般的な非営利法人と公益認定法人に分けられます。今後、全国の法人会は全法連、東法連を含め単会法人会は公益認定を受けることになります。

#### 一般的な非営利法人

- 営利を目的としない団体に一般的な法人格取得の機会を付与
- 公益性の有無にかかわらず登記のみで設立可能
- 社団形態、財団形態の二種類・休眠法人の整理、解散命令 等

#### 公益認定法人

公益目的事業（不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする事業）を行う法人は行政庁（内閣総理大臣または都道府県知事）の認定を受ける事ができる。

また、公益認定法人の満たすべき要件は

#### 目的・事業

- 公益事業を行うことを主たる目的とする
- 公益事業として営利企業と競合する性質を有する事業活動を行わないこと
- 公益事業に係わる事業費は、原則として、全事業費及び管理費の合計額の半分以上である事等となっています。機関、財務等、帳簿等その他満たされなければならない要件も有ります。

**公益目的事業とは** ● 福祉の向上 ● 公共の安全の確保 ● 国民の健康保護 ● 文化の発展 ● 環境の保全 ● 公正・自由な経済活動の機会の確保、促進等が上げられます。

この法案は18年度に法案提出がなされ平成20年度までに施行、移行開始される予定です。

**野村** だんだん、建前から本音の会話になつてくるんだよね、集まることによつて。それで、活性化が始まつてくるわけなんです。だから、先ほど言った、毎月集まるというのは、大変素晴らしいことだと思ふんです。

**五十嵐** だから、集まるでしょう？ 集まるときに、次の会合日を決めてしまうんです。で、案内状を送らないよと。次は、支部長はほかにどんな委員を呼びますかねと。では何の課題がある？ ということ。なければいいんです。そういう方法が、一番、スムーズにいく

のではないかと思います。その場で決めて、みんな手帳に入れてもらつてしまうんです。毎月会計報告を、会計さんがやっているんです。こういうことに使いましたと。だから、決算が来るとこうと楽です。事業計画みたいなもので、全部ワーツとやつて出てしまうから、非常にスムーズになっています。

## 公益法人法で変わる？

**矢澤規充** 広報副委員長 みなさんそれぞれブロックの中で、支部をどうやって活性化

化させるかというご努力はされていると思います。要は、公益法人化で変わってくるというようなことで、会員の人がどういうようなことに興味あるのかといったとき、話題とか、メリットを生かすために、何か新しいアプローチというのができるのかという点がでてくると思います。

**宇田川** ただ、メリット、メリットと言うけれども、法人会でメリットを追求したら、ますます面白くない会になつてしまふと思ふますよ。だつて、みんな業種は多種多様で、いろいろの人が集まつてきていますから、それを一つ、枠のなかで絡めて、ではメリットはどれだと言つたつて、その人、その人によつてメリットの考え方が違いますから。

**矢澤** 価値観の問題ですよ。

**宇田川** 僕は、むしろ、会議はなるだけ短時間で片付けてしまつて、あと、一杯飲みながらでも、雑談の会、あれが一応地域の情報をお互いに交換する一番いい機会なんです。あそこに新しく店ができたとか、単純なことでも、それぞれの人にとつてはメリットがある場合もある。

**鹿野** 今までは法人会の会員はそれでいいと思ふんです。ただ、公益法人法が変わつてくると、会員ではなくて非会員に對して、少しアプローチをしていかなければいけないという問題が出てきます。

**木村** 実は、各支部で非会員相手に

## 会社法も大きな問題

ろいろな活動をやっています。公益法人法が改正になると、何がどう変わってくるんですか、私よく知らないんですけれども。

**五十嵐** 会長も言っていましたよね。社団法人荻窪法人会も、今度は行政機関の窓口が変更になると。だから、どういふふう具体的に変わっていくのか、今審議中だとか、いろいろ。

**宇田川** 法人会の会員主体の仕事から外へ広げるということでしょうか？

意味ないよね。会員になつていゝのはますます意味がなくなつてしまふ。

**五十嵐** 会社法の改正も大きな問題です。1円の企業も法人として認め、加入を勧めるのですかと。組織拡大でしよう？ それも十分に議論しておく必要があるのでないですか。

**宇田川** 3ブロックの、16、17支部を見ましても、マンションが多いですよ。1円では何も借りられないですもの。そうすると、マンションでの自分の住まいを会社にして、登記されて、実際の営業は新宿とか銀座でやっていると。現在でもそういう人は会員にならない、今度1円の法人ができるとそれがさらに多くなるから、今度は分母ばかりでか

※会社法については、26ページに掲載しています。そちらもご参照ください。



が批判されてきた。

**木村** ブロック同士のつながりというのは確かになくて、実を言うと、1ブロックさんの研修旅行はどこに行ったとか、そういう情報は密かに仕入れていました。

それを上手に、今度は、情報を共有できるようにになれば、非常に面白いと思います。実は、委員会の情報というのは、ブロックに下りてきていないという問題があつて、22人の支部長会というものを作ろうと。そうすれば、委員さんの情報もそこでもらえるし、それから、先ほどの支部の活動の情報もそこでもらえるということと、支部長会を発足させて、何とかこれをやっていこうかと思っているわけです。

**五十嵐** 支部長は一番苦労されてるんです。どこの支部でも同じだと思えます。支部長をやつて良かったなという人というのは少ないだろうと思うのです。ブロックの中で一生懸命汗をかいて法人会活動のためにやった人たちが、今後重要視されていくべきだろうと思います。

**鹿野** ただ、会員増強をするために、今までストレートにやっていたことを、もう少しアプローチを変えて考えることも必要になってくると思います。

**五十嵐** そう。おっしゃるとおりで、それはもう賛成です。

**鹿野** それと同じように、第2ブロックの、地域での活動の仕方。そういうことが、意外と分からなくて、元に戻ります。情報が共有化ができていない。少なくとも座談会では、絶えずそういうこと

会としてやっているのか、各支部のために委員会は考えてくれているのか、その辺のウエイトはどこにあるのかと。

法人会の組織を支えているのは支部です。やはり支部の人が協力できるようなものにしてくれないと駄目だし。何かやっている話というのはブロックに流れ込んでこないんです。だから、委員会に出ている人を、合同役員会のために来てもらつて、指名して説明させるんです。あまりこれという説明がないのが事実です。

**鹿野** 人選の問題もあります。委員長は座談会のとくに話をしましたが、ブロックの人選で上がってくるので、委員会の方から選べない。

**五十嵐** その辺のところは、第1ブロックでは支部長会の中に各委員を呼んで、説明してもらおう。旅行といったなら、厚生委員にどこに行きますかと。事前にもう準備して、今回は造幣局に行きます。

もう申し込んでおかないと大変なんです。ものすごく厳しいんです。非会員でもいいですよ、誘ってくださいということ。非会員については会費をもらいます。

**野村** あまり、委員会のつながりがないみたいな気がするんです。つい6月の6日、第5ブロックのゴルフ会がありました。ただね。それ、企画委員も出てきて、

15〜16名でゴルフをやつて、ワイワイ楽しく過ごしましたけれど。そういうことは、やはり一番大事なことではないかなと思います。

**五十嵐** 僕は失敗したなと思つていて、ですけど、各ブロックのブロック長にも、ゴルフ会に参加してもらおう。案内状を出してしまうわけですよ。

あと、委員長も。私は必ず出てくださいと言つて、会長には必ず予定を入れてもらうんです。そういう面で、ブロック長同士でもどうですか？

**野村** 遠慮するんじゃないかな。やはり、忙しいのにゴルフまで呼んでは悪いのではないかという。

**宇田川** それは、コミュニケーションが一番問題だと思うんです。例えば、会長が来られると。会長のあいさつから始まりますから。

**五十嵐** いや、もつとぎつくばらんな。ブロック長は、朝、スタートにあいさつ

## ブロックと委員会のつながり

**鹿野** ブロックと委員会のつながりというの、どうですか。

**宇田川** 正直言つて、あまりつながっていないと思います。委員会自体が、法人



司会の鹿野広報委員長、矢澤広報副委員長



具体的な意見を出し合う

ると思いますよ。  
 秦 ほかのブロック長同士にも、自分のブロックのときにお声を掛けるというのは、それは活性化のためにももちろんいいことだと思うんです。ただ、遠慮したら活性化にはならないと思いますけれども。

## 予算が削減されても やりかた次第

鹿野 先ほど、予算の縮小で会場がなかなか見つからないという話がありました。今後活発に活性化していく方法をも具体的に考えていかないと、法人会そのものがだんだん矮小化していく。

五十嵐 それは、第2支部でがやっていることですが、近くに、区立の建物があるわけです。自分たちできちんと掃除して、半年に1回ぐらい大掃除するわけです。それで、その分、頻繁に使っているわけですが、ただ同然で、そういうことで、あとは500〜600円の弁当を買ってきてやっています。行ってみるとすごいですよ。もう、こんなに熱が入っているのかと、こっちもやる気にさせられています。だから、面白い支部だなと思いました。

宇田川 それは、地域性があるんですよ。

五十嵐 地域性、それは言っているんですよ。だから、近くにそういうものがあれば、無いところははどうするということになってしまう。

宇田川 そう。だから、ブロックでも、一番問題なのはその地域性があるんですよ。だから、うちの方だと、16、17というブロックは商店街と町会と全部一体です。お祭りで、商店街の活動であれ、役員が大体重なっています。そういうところは非常にコミュニケーションがとれるし、それから、地域との結びつきも強いんです。ところが、今度、住宅地の真ん中で、要するに、町会も幾つも抱え込んでいるとなると、地域的にも広くなるし、まとめるのが大変です。役員を増やせといっても、なり手がない。

## 支部編成で紛糾

鹿野 そういう意味では、今度、支部の編成がありますが、どうですか。

宇田川 そう、100社以上。ところが、そうはいかない、あれは支部同士で合併するのならばいいけれど、支部を分割するとなると、これは大変なんです。結局はある支部とある支部を引っ付けるよりしようがない。

第3ブロックは幸いにして人口密度が高いということで、16と17というのは、

するだけ。会長も本当に30秒ぐらいのあいさつで終わってもらおう。だから和やか。鹿野 ただ、ゴルフは、やられる方とやられない方が居るから、何とも言えない。五十嵐 やらない人には始まり、きっかけ。われわれも、そういうきっかけを作ってあげるといっても大事だと思えます。例えば、第5支部で、発句の会をやっている、俳句の。五十嵐さん、入り

ませんか。そこまで入ってしまったら、もう暇がない。行きたいけれども、時間がないから。宇田川 いや、聞くとあるんですよ。いろいろな趣味が出てくるから。五十嵐 いろいろなことをやっていますよ。それは、陰に隠れている女性です。だから、女性は、表面化してじゃんじゃん引っ張り出すと、すごい活躍してくれ

1つの町会の中が2つに分かれているわけ。矛盾しているからなんとか一緒にしてくれという話が、昔からあったんです。

**木村** 私のところは、この間の総会で、5支部と6支部、これが合併するということが決まりました。本部の方に言わせると、それは、1年掛けて、きちんと、粛々と手続きを踏んでこまできたんだということをおっしゃいます。実を言いますとそこに至るまでが結構大変なことでした。

何が大変だったかと言うと、合併の件については、ブロックで全く話をしておりませんでした。急ぎよ、支部長会を開いて支部の合併という議題を出したわけなんです。そうしましたら、紛糾しまして、9つぐらい議題を予定していたんですけども、結局その議題だけでほとんど終わってしまった。それで総会の決議よりもいい案が出てきたら、これはもう一遍、本部の方に差し戻しをして、来年の総会で決議をし直してもらおうと、ブロック内では合意をとりました。

私は今まで、ざっくばらんに話をするには、やはり酒を飲むのが一番いいなと思っていました。新しい催しをするとなると、年間のブロックの予算を立ててみますと、足りないですね。で、困ったなと思います。だから、第1回の支部長会も、私も杉並区の「さざんかね」と

というのに入りまして、それで、区の施設を使うようにして予約したんです。そうしましたら、びつくりしました。酒飲むよりも、いっぱい意見が出てきますね。新しい体験でした。これからの支部長会は、全部、区の施設を使ってやろうと思つていきます。

**鹿野** 支部の編成替えて、紛糾した一番大きな原因というのは。

**木村** 支部の編成替えというものが、1年間ピンとこなくて、ブロック長がブロックに、その議題を出さなかったところ、一番の問題だったと思つています。というのは、4月に突然みんな聞いたというふうにいるんです。

**秦** うちの支部も同じことだと思つています。ブロック長が、支部の合併だ何だというのは全然頭にありませんでした。私、たまたま久我山の、うちの支部が2つになると一番でかくなつてしまつという話なんです。

何が困るかという、やはり加入率の問題になりますよね。それで、上げろ、上げろと言われても、とにかく住宅街ですの、先ほどの、新しい法人がどんどん増えました。法人活動みたいなのをしていないから、できるだけこうやって本部へ行って、削除、削除で分母を減らして、一生懸命、加入率を上げたということですよ。

## 活性化委員会はいらない

**鹿野** 前の支部長の座談会で、活性化委員会というのを設置してくれという話がありました。どういう形で支部が活性化できるか何か手段や方法があるのか、そういう委員会を設置したらどうかという話なんです。

**木村** 活性化委員会とは具体的に何をやろうとしているのか、分かりませんが、私どものブロックでは、各支部長がいろいろなことを考えておまして、例えば、6、8支部というのは、共同で、地元の商店街の水打ち大作戦というのに参加して、8月に水を打つんですよ。例えば、9支部では、地元の商店街と一緒に協力して、いろいろな活動をする。

それから、11支部の、善福寺の方なのですが、ここでは、支部長が、法人会だけではなくて、異業種交流会という会を作りまして、そこでいろいろな人を招いてやっておるんです。

支部では、支部長が、やはり活性化しなければ会員は増えないという意識を持っていて、そのために、いろいろな活性化の手段を考えています。その上に、今度は、本部の方に活性化委員会というのを、作つてしまつと、支部長の動きを縛るようになるのではないのかという



白熱する議論

気はするんです。  
**鹿野** 一つは、支部で研修会をやりますね。

例えば、第1支部でやった研修会が、第21支部では、どういう研修会をしているか分からない。あ、そういう研修会があるんだつたら参考にしてみたいということ。あとは、会員増強のときに、比較的住宅街の支部は、会員増強が難しい。

そうすると、商店街があるところの会員増強の仕方をいくら学んでも、参考にできないので、商店街だったら商店街同士で住宅街だったら住宅街同士でどういう会員増強の仕方があるのか、そういうことを知りたい。で、それが、ひいては活性化につながるのではないか、もともとそういうことを話し合いをしたいという支部長がいて活性化委員会を設けてもらえないかという話でした。

**五十嵐** 言葉は変えて、もうざっくばらん会ですよ。お宅、何をやっている

の？」ということ。だから、そういう情報公開委員会でいいのではないですか。そういうのを設置すれば、抵抗なくすんなりするところがあるのではないですか。

**木村** 今、五十嵐さんの言われたように、委員会なんてそんなものではなくて、支部長が集まって、そういう会にするか、あるいは、そういう情報を各支部なりブロックの動きを情報にする。言ってみれば、情報新聞みたいなものを事務局で発行するとか、そういう手でもよろしいのではないかと思います。

## 加入率は地域差があつてあたりまえ

**宇田川** 今、一番問題なのは、支部によって格差があるでしょう？ 加入率。例えば、法人会はどうしても加入率の問題になるけど、加入率のいいところの支部長は言いたいことを言ってもいいんです、で通つてしまうんです。加入率がいいんだからしょうがないと思うから。ところが、加入率が悪いところは遠慮してしまふ。

こういう地域性は、もういくら頑張つてもどうにもならない。正直言って、13支部長は、今回の会員増強には、どこかで買つてきたと思います。地球儀を新

加入者に配っているわけです。そこまでして一生懸命やつていけるけれど、加入率はなかなか伸びない。片や、自然に加入率が高くなつてきているというようない問題があります。一概に棒をかけて、ではこうします、こういう話があります、成功例はこうですよと言っても、今度逆に、加入率の低いところは、「そんなこと言われたつて、うちはあんなことをできるわけねえ」というのができてしまふんです。

だから、その辺をうまく、活性化でも名前はいいからやつてくれないと、必ず、今度、そういう支部長は出てこなくなつてしまふ可能性がある。「行つても、おれたち、劣等感ばかり感じさせられたんじゃ面白くねえ」というようなことになる、今度、逆にその支部の役員は減つてくるわ、支部長になり手はいなくなる。その辺をよく、広い目で見ていただくながら進めていただかないと、かえつて逆効果になる可能性がある。

**矢澤** 支部活動は大切なので、なるべく、広報紙や、インターネットで載せたということ、広報委員会でも言っています。

支部長会議でも、今のブロック長会議でもそうですが、いい事例がいっぱいあります。なかなかそれが広報としてうまく吸い上げ切れていない。逆に言うと、

ブロック長から、こういうところを取材に来てくれというようなことがあれば、そこへお伺いして、この支部ではこういう活動をしている、あるいは、この支部はこういう問題点がある。また少し違った切り口ができるのではないかと、思っています。

## 支部活動の報告は広報誌で工夫を

**宇田川** それはいいですよ。広報紙に載るといことは、公平感ですよ。みんな同じに読めるんだから。自分のところではやつていないけれどと言つたつて、読めばよめますよね。

**秦** だから、発信する型と受信する型とあるんです。発信するのは発信する方でいくらでもできるんですし、受信する方も、法人会だけの情報ではなくて、どこでもやつているいろいろな会の会員さんだつて、情報が多過ぎてしまふんですよね。多過ぎてしまつても見切れないということがあってはないかと思

**五十嵐** いずれにしても、活性化委員会とか、それを設置するというのは、

ちょっといかなものかと思ひます。支部長に対する圧力みたいになつていつてしまいますから。

**宇田川** あと、もう一つ、広報紙でも、しできるならば、会員であつて行事に出ない人をいかに行事に参加させるか、その辺の工夫をしてほしいんです。

要するに、行事ならやはり、せめて研修会ぐらいは出なくてはいけないかなという気を感じさせるとか。

**秦** 今の意見を参考に、ブロックではなく支部なのですが、今度合併する21・22支部で7月に合同で新会社法の研修会を開く予定です。もしよろしかったら、ブロック長さんにご案内を出しますので、ご参加をお願いしたいと思います。法人でない商店街にも声を掛けようと思つております。

**木村** 支部長会というのを、きちっと機能させていくかということと今年度のテーマにして、なんとか会員の加入率最低から脱却するように結び付けていければなど。だいぶプレッシャーがありますから。私は、加入率最低であつても、気後れしないで言いたいことを言います。

**鹿野** きょうは本場にありがとうございます。



この人に聞きたい!

## 八重幡清忠 理事インタビュー

Kiyoshi Yaehata

「法人会でのさまざまな経験、そして青年部会からの仲間たちは、人生の財産です」

聞き手 / 鹿野修二 矢澤規充  
photographs by 木村拓史(広報委員)



第8期青年部会長をはじめ、組織副委員長、総務副委員長などを歴任され、現在は理事として、また組織委員、第7副支部長として荻窪法人会を支えてくださっている八重幡氏。

「ここ数年の組織率の向上は、井口前組織委員長(現副会長)と現在の志村委員長が率先垂範、身を粉にして会員増強に回ったから」副委員長(現在組織委員)としてやはり走り回る八重幡氏の行動力は、先輩から受け継いだ熱い思いが、その源でしょうか。「法人会の活動は楽しい!」そんなお気持ちがあふれるインタビューでした。

### 青年部会の仲間が 支えてくれた

八重幡清忠氏は、昭和15年8月、福島県白河にお生まれになりました。「家が貧しくてね、中学を卒業して町工場へ。でも、こんな性格だから1年ちょっとで先輩と喧嘩して、田無に住む義理の兄を頼って東京へ出たんですよ」そこで、伯父さんから「ちゃんとした仕事につかなきゃいかん。学校へ行け」と郵便局の仕事を紹介され、まずは中央郵政研究所(現在の郵政大学)で学ぶことに。「研究所と研究所があつてね、高校大に相当する勉強をする所ですが、全然わからなくて困ったね」

その後、田無局に配属されましたが、職場の窮屈さに耐えかねて、4年半で退職。その後、アルバイトを転々としたそうです。そんなとき、銀座にある「香峰」という貿易会社の門を叩いたのが、現在の事業への第一歩。営業で鍛えられ、社長に連れられアジアなどの海外貿易の仕事も経験。そこで、宝石や美術工芸品など海外の雑貨の販売がうまくいき、独立を勧められました。

「最初はアパートの一室で家内と二人で始めましたが、商売が順調に進み、会社を立ち上げようと荻窪にきました。

以来、荻窪で36年になります」

法人会との出会いは昭和52年。翌53年に青年部会に入り、法人会のスタートを切りました。「当時は青年部会にはハートがあつた」と八重幡氏。「僕は田舎から来て、自分から入っていく勇氣もなければ、人前で話すこともできない。そんな僕をみんなが引っぱってくれました。青年部に入ってから2、3年で本部の執行部に入ることになって、右も左もわからないまま一生懸命やりました。でも、若くして入ったので風当たりもきつかったですね。それでも頑張れたのは、青年部の仲間がいつも支えてくれたから。友人が大勢できて、荻窪を第2の故郷と思えるようになったのも、青年部のおかげです。僕の青春の何ページにもくくれるほど、すばらしい人生経験をしました」そう懐かしそうに語ってくださいました。

### 組織率を上げる基本は 「人間関係」

昭和59年に常任理事・組織副委員長に就任されてから、一時期、総務副委員長を経験されたほかは、長く組織委員会で活躍されています。その経験から思うことは「会の存続は、まず会員増強ありき」。先輩諸兄がわずか百数十社で



立ち上げた法人会が、現在3000社を擁する会となったのは会員皆さんが会員増強に努めたことにほかなりません。

「当時の組織委員長が、会員増強に対する思いを熱く語っていた記憶があります。税務署も一生懸命で、統括官や上席が必ず一緒に回ってくれました。楽しかったですよ。僕は地元の出身じゃないから、いろいろなところへ行くことができ、新鮮味があったんでしょね。歩くことで荻窪という町の全体像が見えてくるんです。副支部長、支部長の時には会報を持って一軒一軒配りました。法人会の仕事は、自分の仕事にはあまり結びつかず、自分以外のことを楽しむんですよ」

法人会の組織委員会を担当したこと学び、それを生かす機会も多かったといえます。たとえば、各地の異業種交流会を立ち上げ、全国に約50か所ある会をまとめて、「全国異業種交流会の連合会」を作られました。そこでの会則、細則づくりには法人会での経験が役立つそうです。また、昭和63年には第8代青年部会長に就任2年の歳月を、して他の部会長と共に東法連の下に、青年連絡協議会を立ち上げたのも八重幡氏です。平成2年9月、全国から2000人の青年部会員を集め、筆頭渉外副委員長として全国大会を成功させた実績は「僕の大きな財産です」と八重幡氏。

支部長時代にはトップの組織率を誇りました。その影には、会員、非会員の別なく、一人ひとりとじっくりと語り合う八重幡氏の姿がありました。

「組織率を上げる基本は、人間関係だと思えます。決して、最初に組織ありではない」との言葉に重みを感じます。「どんな会でも、やれる人、やらない人、やりたくてもできない人の3者がいます。商売第一なんだから、やれない人を責めてもしょうがない。やれる人でやるしかないですよ」

## これからの法人会は 社会貢献を

時代の変遷にしたがって会員増強も従来の方法から、新たな方法への模索が始まっています。そんななか、八重幡氏は、法人会のステータスを上げる必要があると語ります。

「以前、僕が会員増強に携わったとき、『法人会です』と言ったら『宗教関係はけっこうです』と言われました。商工会などのように名前を聞いただけでイメージできる会と異なり、法人会＝企業の集まりという社会的認知度は低いんです。これは提案なんです、これから21世紀で法人会のステータスを盛り上げていくとするとすれば、「法人会」という名称

を変えて、誰にでもすぐ理解してもらえ、親しみのあるネーミングにしたらいんじゃないかと思うんです。また、全法連のスローガンに新しく社会貢献が加えられました。大なり小なり法人の皆さんは地域に成長させてもらったのだから、法人会が持つ経済力、影響力を地域社会に還元する必要があると思います」

地域に貢献していく新しい時代の法人会。そうした意欲的な活動が自然と会員増強につながるはずですよ。

最後に「趣味をうかがうと、思いがけず「まだまだ未熟ですが魚をさばくこと」。1匹まるごと包丁でさばくのが好きで、刺身、焼き物、お吸い物など、魚料理もこの20年で上達されました。最近では「八重幡塾」と銘打って勉強会を開き、10〜15人ほどを集めて、魚料理のフルコースを振る舞っているそうです。

「趣味は、時間と労力とお金に何の制約もなく、自分流で極めていくことができます。本当の趣味人にはプロを超える人が大勢いる。プロを超える程まで極めて、万一分の本業がダメになつたとき、じゃあ、とりあえず趣味で当座をしのごうと、それができるぐらいのものが趣味なのかなあと思える」夢は、奥様と2人で、お客さまや友人をお招きし魚料理でお持て成しをすること。定年後が楽しみです。

# 女性部会30周年記念式典

女性部会にふさわしい5月晴れの4月18日、第30回総会、盛大に30周年記念式典が京王プラザホテルにて70名近いご出席を頂き開催され、総会におきましては、滞りなく議案が可決されました。

荻窪税務署からは、柿沼署長をはじめ、齊藤副署長、山口第一部門統括官、山口審理上席、また親会からは、水島会長、宇田川副会長にご出席頂きました。その後、30名のご来賓をお迎えし記念式典に移りました。井野場部会長の開催のあいさつに始まり、水島会長、柿沼署長よりご祝辞を頂き、またご来賓の皆様にも温かく見守れ、厳かに進行し、祝賀会では、平田元部会長の乾杯のご発声により、会場の緊張がほぐれ、皆様と気晴らしのご歓談のひとときとなり、その後、余興に移り、日本舞踊、恒例のビンゴ大会には景品に美しいお花を頂戴し、女性部会ならではのひととき大いに盛り上がりました。最後は30周年式典にふさわしく、すばらしい花太鼓で華やかに幕を閉じ、この30周年式典にあたり、1年前から井野場部会長を中心とし、役員一同、努力の成果とうれしく思います。今後40周年におけると、ますます女性らしく素敵な女性部会に邁進していきたいと思っております。有難うございました。



井野場部会会長あいさつ

どんな時代にも明るい一筋の光りに

ただいまご紹介いただきました井野場でございます。きょうはお忙しいところ本当にご苦労さまでございます、よろしくお願いたします。

本日はご多忙の中、荻窪法人会女性部会の式典にご臨席賜り誠にありがとうございます。社団法人荻窪法人会女

性部会が創立30周年を迎えることができましたこと、水島会長様、柿沼税務署長様ほか、関係各位の皆様へ深く御礼申し上げます。

女性部会は昭和51年5月に国保部会を中心として荻窪法人会婦人部会が発足いたしました。その後平成7年4月に名称を女性部会と改め、本日ここに30周年という歴史を刻む、すばらしい日を迎えることができました。これもひとえに皆さまのおかげと心より感謝いたしております。本当にありがとうございます。

この喜ばしい節目の年に私が部会長を務めることができましたこと、また私事で恐縮ですが、昨年11月には税務署長様より感謝状をちょうだいいたしましたことをこの場をお借りいたしました

ご報告させていただきます。私としてはましては、本当にうれしく、光栄に存じます。平田元部会長、中島前部会長と女性部会が立派に継続してこられた後、5年前に後任としてぜひともお話をちょうだいいたしました、そのような大役が務まるものかと不安に思いながら、身に余るお言葉に「このようなら、身に残るお言葉に」と引き受けさせてい

ません。今後も女性部会は若さいっぱい、の会員さんとともに税務関係及び法人会とのさらなる発展のため、地域に根差した行事など、さまざまな計画を立て、心豊かな活動を進めてまいりたいと考えております。どんな時代になりましても、私たち女性部会が明るい一筋の光となり、一丸となって頑張っていきたい存でございます。どうぞよろしく御願申し上げます。

女性部会の皆さんは家庭と会社を両立されており、中にはご病人の看病でお忙しい立場でありながら女性部会をはじめとした社会貢献のために協力していただき、おかげさまで親会の方々と、歴代の署の方々に大好評をいただき、微力の部会長が今日あるのも会員の皆さまがあつてのこと、感謝に堪え

最後になりましたが、本日ご列席の皆さま方のご事業のご発展とご健勝をお祈り申し上げます、なおい層のご指導、ご鞭撻をお願いいたします。女性部会発足30周年の祝辞とさせていただきます。本日はお忙しい中誠にありがとうございます。ございました。



## 荻窪法人会水島会長祝辞

### 女性部会が一番楽しい

女性部会の皆さん、本当に30周年おめでとございます。また日ごろ女性部の皆さまには法人会の活動にご参加をいただき、ありがとうございます。高い席ではございますけれども、御礼申し上げたいと思います。またきょうは柿沼署長をはじめ、署の幹部の方もご出席いただき、ありがとうございます。

女性部会、青年部会、そして源泉部会、この三つの会が部会であります。どの会へいっても大変楽しい会です。やはり参加されている皆さまがこの会に出ることによって楽しいと感じていらっしゃるんじゃないかなという気がしております。特に女性部会は花見とか、柴又へ行くとか、大変企画力を生かしています。いろんなところにわれわれを連れて行っていただいています。やはり、われわれ男ばかりの世界は、どうも堅苦し



## 柿沼荻窪税務署長祝辞

### 法人会の発展に多大な貢献

皆さんこんにちは。荻窪税務署長の柿沼でございます。今日は荻窪法人会女性部会の創立30周年の記念式典にお招きをいただきまして、ありがとうございます。また女性部会の皆さま方には日ごろから、私たち税務行政に対しご理解とご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

また荻窪法人会の創立30周年を迎えられたことに対して、心からお慶びを申し上げます。そしてまた、この記念すべき年にこのような式典を開催し、また立派な記念誌を発刊されましたことに敬意を表する次第でございます。申すまでもなく皆さま方の女性部会

は、法人会会員の女性経営者、並びに経営者の妻で夫と共に経営をされている女性経営者の方々から構成され、組織の拡充、さらに事業の充実を図ることを目的に昭和51年5月に創立されております。そして設立以来30年の長きにわたり、法人会の事業活動を積極的に支援され、法人会の発展に多大な貢献をされております。

創立以来、現在井野場部会長をはじめ、歴代の部会長さん、役員の方々、

あるいは会員の皆さま方の並々ならぬご苦勞、ご努力に対しまして心から敬意を表する次第でございます。どうかこれからの魅力ある事業活動を展開されまして、大きく発展されることを期待しております。

申すまでもなく、税務行政は税の執行機関である税務署だけではなしえるものではなく、会員の皆様方のご理解、ご協力が不可欠であると考えております。

私たち職員は私たちに課せられた「適正・公平な課税の実現」と「信頼される税務行政の確立」のため、一丸となって努力しておりますが、現在、重点施策として取り組んでおります「改正消費税法の定着」と「e-Taxの普及推進」など、税務行政の円滑な運営の実現のためには、会員の皆様方のお力添えが是非とも必要です。

どうか、今後とも、私たち税務行政に対して、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願いいたします。

最後にあたり、荻窪法人会女性部会の益々のご発展と、本日ご出席の皆様方のご事業のご繁栄並びにご健勝を記念しまして、簡単ではございますが、私の祝辞といたします。本日は、おめでとございました。

くて、議論ばかりする世界です。この女性部会にまいりますと大変和やかに、ニコニコしてうちに帰る。そうするとち雷を落とす女房がいると、ガクッとくるのが私の実感です。女性部会にいる間が一番楽しいという気がします。また本当に国保さん、そして平田さん、そして中島さんと、本当に女性部会を作り上げていただいた先輩に対しても大変御礼を申し上げたいと思います。国保さんがやったところは、われわれも青年部会でも張り合っていたような気がします。その後平田さん、そして中島さんと、だんだん楽しい会になって、それで井野場さんになってより楽しくなってきたということです。きょうは楽しんで2時間、京王プラザのおいしい料理を食べさせていただいて帰ります。どうもきょうはありがとうございます。



### 宇田川副会長長祝辞

女性の感性や優しさを  
時代は求めている

今年、女性部会が創立30周年を迎えられ、誠におめでとございます。心からお祝い申し上げます。この記念すべき時に担当副会長として関わりましたことに、感謝申し上げます。

この間、井野場部会長を始めとする歴代の部会長、役員並びに部会員の皆様方のご努力、ご労苦に対しまして深い敬意と感謝の気持ちを表するものがあります。

人は試練を経て力強く成長していくと言う内容で、次のような詩を思い浮かべました。

『大きなことを成し遂げるために力を与えて欲しいと神に祈ったのに、謙遜を学ぶようにと弱さを授かった。偉大なことができるようにと健康を求

めたのに、より良きことをするようにと病気を授かった。

幸せになろうと富を求めたのに、賢明であるようにと貧困を授かった。

世の人の賞賛を得ようとして成功を求めたのに、得意にならないように失敗を授かった。』

法人会活動は、責任を伴ったボランティア活動ですが、事業と同じように多くを学ばせて頂きます。

九州の威勢のいい経営者は、事業とは実践であり実践とは知識でもなく見識でもなく、胆識である。胆識とは、見識に裏打ちされた覚悟を伴う行為のことであり、下真剣の誰にも負けない努力のみであると言っています。

女性部会として、女性の感性や優しさ、勇気が今の時代求められています。

各種の研修会や歩く会、税を考える会など活発に運営され、活力ある法人会を支えて頂いていることは、喜ばしい限りです。それには、柿沼荻窪税務署長様を始め、歴代署長様、法人部門幹部の皆様のご指導あつてのことと感謝申し上げます。

将来に向かって女性部会が益々発展し、活力ある事業活動を推進され、発展されますよう祈念申し上げ、お祝いの挨拶とさせていただきます。



記念式典に出席した女性部会の皆さん



日本舞踊を披露する村田マツ江さん



助六和太鼓の皆さんによる迫力ある演奏



日本舞踊を披露する小川美那子さん

# 女性部会 この10年の歩み

## 平成8年4月～平成9年3月

部会長 平田久恵 副部会長 1班 光藤多禰子 他2名 副部会長 2班 窪田弘子 他3名 副部会長 3班 込谷昭子 他3名 副部会長 4班 佐藤玉子 他3名	荻窪税務署 署長 湯本長正 担当副署長 古屋教道 担当統括官 小山田道生 担当指導上席 塚原昌和	○平成08年04月26日 第20回総会・記念式典 ○平成08年06月07日 研修バス旅行(伊豆) ○平成08年11月07日「税を知る週間」研修会 ○平成08年11月09日～12月06日 班ごとの懇親会 ○平成09年01月24日 新年会(中野サンプラザ) ○平成09年03月03日 おしるこの会(確定申告手伝い) ☆役員会 定例(5回)・臨時(1回) ☆東法連 女性部会連絡会議
---	--	--

## 平成9年4月～平成10年3月

部会長 中島禮子 副部会長 1班 氏井千佳子 他1名 副部会長 2班 井野場よ志子 他2名 副部会長 3班 木田照子 他2名 副部会長 4班 蝦名光世 他2名	荻窪税務署 署長 五十嵐哲 担当副署長 山本俊男 担当統括官 廣寄正道 担当指導上席 塚原昌和	○平成09年04月23日 第21回総会 ○平成09年06月12日 研修バス旅行(河口湖) ○平成09年11月07日「税を知る週間」研修会 ○平成10年01月22日 新年会(日本閣) ○平成10年03月03日 おしるこの会(確定申告手伝い) ☆役員会 定例(5回)・臨時(1回) ☆東法連 女性部会連絡会議
---	---	---

## 平成10年4月～平成11年3月

部会長 中島禮子 副部会長 1班 氏井千佳子 他1名 副部会長 2班 井野場よ志子 他2名 副部会長 3班 木田照子 他2名 副部会長 4班 蝦名光世 他2名	荻窪税務署 署長 鈴木昭男 担当副署長 山本俊男 担当統括官 張山 博 担当指導上席 坂井勝巳	○平成10年04月23日 第22回総会 ○平成10年06月11日 研修バス旅行(長瀬) ○平成10年11月06日「税を知る週間」研修会 ○平成11年01月22日 新年会(東信閣) ☆役員会 定例(4回)・臨時(3回) ☆東法連 女性部会連絡会議
---	---	---

## 平成11年4月～平成12年3月

部会長 中島禮子 副部会長 1班 氏井千佳子 他1名 副部会長 2班 井野場よ志子 他2名 副部会長 3班 木田照子 他4名 副部会長 4班 蝦名光世 他1名	荻窪税務署 署長 時田安雄 担当副署長 菊池 健 担当統括官 對馬清貴 担当指導上席 坂井勝巳	○平成11年04月23日 第23回総会 ○平成11年06月14日 研修バス旅行(横浜) ○平成11年10月16日 歩く会(井の頭公園) ○平成11年11月09日「税を知る週間」研修会 ○平成12年01月13日 新年会(ヒルトン東京) ☆役員会 定例(4回)・臨時(3回) ☆東法連 女性部会連絡会議
---	---	--

## 平成12年4月～平成13年3月

部会長 中島禮子 副部会長 1班 氏井千佳子 他1名 副部会長 2班 井野場よ志子 他2名 副部会長 3班 木田照子 他4名 副部会長 4班 蝦名光世 他1名	荻窪税務署 署長 三角 進 担当副署長 鐘田憲男 担当統括官 高橋博美 担当指導上席 秋山友幸	○平成12年04月21日 第24回総会 ○平成12年06月08日 研修バス旅行(伊香保) ○平成12年10月21日 歩く会(昭和記念公園) ○平成12年11月16日「税を知る週間」研修会 ○平成13年01月23日 新年会(杉並会館) ☆役員会 定例(4回)・臨時(3回) ☆東法連 女性部会連絡会議
---	---	--

## 平成13年4月～平成14年3月

部会長 井野場よ志子 副部会長 蝦名光世 副部会長 木田照子	荻窪税務署 署長 首藤壽雄 担当副署長 上野藤吉 担当統括官 松本新一 担当指導上席 田中正明	○平成13年04月18日 第25回総会 ○平成13年05月16日 古切手収集を始める ○平成13年06月19日 ペン習字教室開催 ○平成13年06月28日「税を知る会」研修会 ○平成13年10月13日 歩く会(奥多摩) ○平成13年11月08日「税を知る週間」研修会 ○平成14年01月24日 新年会(杉並会館) ☆役員会 定例(4回)・臨時(3回) ☆東法連 女性部会連絡会議
--------------------------------------	---	--

## 平成14年4月～平成15年3月

部会長 井野場よ志子 副部会長 蝦名光世 副部会長 氏井千佳子 副部会長 光藤多禰子 副部会長 木田照子	荻窪税務署 署長 鈴木 誠 担当副署長 上野藤吉 担当統括官 田邊 実 担当審理上席 田中正明	○平成14年04月21日 第26回総会 ○平成14年06月13日「税を知る会」研修会 ○平成14年07月06日 懇親会(屋形船) ○平成14年10月16日 歩く会(深大寺) ○平成14年11月07日「税を知る週間」研修会 ○平成15年01月22日 新年会(京王プラザホテル) ○平成15年02月07日「税を知る会」研修会 ☆役員会 定例(4回)・臨時(3回) ☆東法連 女性部会連絡会議
--	---	--

## 平成15年4月～平成16年3月

部会長 井野場よ志子 副部会長 蝦名光世 副部会長 氏井千佳子 副部会長 光藤多禰子	荻窪税務署 署長 齋藤淑人 担当副署長 宮本克己 担当統括官 梅津 修 担当審理上席 田中正明	○平成15年04月17日 第27回総会 ○平成15年06月18日～19日 研修バス旅行(塩原温泉) ○平成15年09月30日 全国法人会連合会 第21回全国大会 ○平成15年10月16日 歩く会(奥多摩) ○平成15年11月11日「税を知る週間」研修会 ○平成16年01月22日 新年会(京王プラザホテル) ○平成16年02月18日「税を知る会」研修会 ☆役員会 定例(4回)・臨時(3回) ☆東法連 女性部会連絡会議
---	---	--

## 平成16年4月～平成17年3月

部会長 井野場よ志子 副部会長 蝦名光世 副部会長 氏井千佳子 副部会長 光藤多禰子	荻窪税務署 署長 中村勝彦 担当副署長 佐々木辰男 担当統括官 梅津 修 担当審理上席 山口 悟	○平成16年04月13日 第28回総会 ○平成16年06月17日～18日 研修バス旅行(草津温泉) ○平成16年07月02日「そば打ち」共催青年部会 ○平成16年10月28日 歩く会(葛飾柴又) ○平成16年11月11日「税を知る週間」研修会 ○平成17年01月21日 新年会(東急インホテル) ○平成17年02月09日「税を知る会」研修会 ☆役員会 定例(4回)・臨時(2回) ☆東法連 女性部会連絡会議
---	--	--

## 平成17年4月～平成18年3月

部会長 井野場よ志子 副部会長 蝦名光世 副部会長 光藤多禰子	荻窪税務署 署長 柿沼節夫 担当副署長 齋藤 哲 担当統括官 山口和久 担当審理上席 山口 悟	○平成17年04月06日 第29回総会 ○平成17年06月22日 研修バス旅行(東京ガス根岸工場) ○平成17年10月15日 歩く会(新宿御苑) ○平成17年11月17日「税を考える週間」研修会 ○平成18年01月19日 新年会(東信閣) ○平成18年02月08日「税を考える会」研修会 ☆役員会 定例(4回)・臨時(2回) ☆東法連 女性部会連絡会議 ☆全国法人会連合会 女性部会研修会(沖縄)
---------------------------------------	---	---

# 平成18年度税制改正説明会 開催報告



平成18年5月18日、荻窪税務署の別館2階会議室において「平成18年度税制改正説明会」を開催しました（10：00、13：00、14：30の3回）。今回の説明会は、雨天にもかかわらず、各回100名以上（合計で300名以上）の方にご参加頂き、平成18年度改正への関心の高さをあらためて感じました。講師である山口悟氏（荻窪税務署 法人課税第一部門 審理上席調査官）の軽快でわかりやすい講習を熱心に受講される会員の皆様の姿勢は、荻窪法人会の納税意識の高さを証明するものとなりました。

また、当日は会場の都合から三人掛けなどでご協力頂きましてありがとうございました。

（なお、事前申し込みをなさらなかった方で、会場や資料の都合上出席をご遠慮いただいた方を対象に、法人会事務局において当日の資料を配布しておりますのでお問い合わせください。）

当日の税制改正説明会では、（時間の都合上）法人税の改正の3項目に限定して解説をおこないました。

左上●講師を務める山口審理上席。右上●熱心にメモをとる参加者。  
下●満席の会場。

## 1. 交際費等の損金不参入額の改正

### ① 少額交際費の損金不算入の規定の新設

飲食その他これに類する行為のために要する費用（社内交際費を除く）として支出する金額を、参加した人数で除して計算した金額が5,000円以下の場合、「少額交際費」として損金算入できる。

→つまり、一人当たりの飲食等に要する費用（社内交際費を除く）が、「一人あたり5,000円以下」なら損金算入できるといことです。

この規定は、中小会社だけでなく、すべての会社に適用があります。

\*会計ソフトなどで経理をされている方は「交際費」「会議費」のほかに新たに「少額交際費」という科目を設けて集計すると、決算のとき帳簿を見返す必要がなく集計が簡単であるというアドバイスがありました。

### ② 適用をするための書類の保存（今までどおり）

「交際費」や「会議費」と同様に、「少額交際費」についても、次に掲げる事項を記載した書類等を保存する義務があります。また特に、「参加人数」について忘れずに記載しておいてください。（領収書を貰ったときに、その場で裏面に記載してしまうといいと思います）

- 一、その年月日
- 二、その得意先、仕入先その他事業関係者等の氏名または名称
- 三、参加人数
- 四、金額ならびに飲食店等の名称
- 五、その他参考となる事項

\*当日配布された資料のなかに、「交際費の精算表兼判定表」を掲載しましたので、参考に見てみてください。

### ③ 当該改正項目の適用時期

平成18年4月1日以降開始の事業年度から適用

## 2. 役員賞与の損金不算入関係の改正

従来、法人が役員に対して支給する給与（退職所得を除く）のうち、役員報酬に該当するものは損金算入することができましたが、それ以外の項目については、役員賞与として全額を損金不算入する処理がされていました。

今回の改正では、従来「役員賞与」として損金不算入だった項目のうち、一定の要件を満たすものについてのみ、損金算入できることとなりました。

### ①定期同額給与等について（今までと同じ）

定期同額給与等については、役員報酬として損金算入できます。また、期中の報酬額改定については、経営状況の著しい悪化等を理由に減額改定する場合のみ認められます。

### ②事前確定届出給与の新設

役員の賞与について、従業員の方と同様一定の要件のもとで損金算入できます。提出期限(注2-1)までに所轄税務署長へ「事前確定届出給与」の届出をしていることが必要です。

(注2-1) 次のいずれか早い日を提出期限とします。

(イ) 当該役員が給与にかかる職務の執行を開始する日

(ロ) 当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から三月を経過する日(通常、定時株主総会の日)

事前確定届出給与の流れ(順番を厳守すること)

①定め…「事前確定届出給与」の届出提出の前に法人でやっておくべきこと定時株主総会等で、「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」を作成する。(職務の執行開始日をいれるのもあり→いれないと通常は定時株主総会等終了後から職務の執行開始となってしまう提出期限が間に合わなくなってしまう可能性大)

↓

②届出…①定めに基づいて「事前確定届出給与」を作成して、所轄の税務署に提出。

↓

③職務の執行の開始 → ④所定の時期に確定額を支給

(注意)

「事前確定届出給与」の届出に記載された金額が損金として認められることとなりますので、実際の支給額が届出に記載された金額と異なる場合(増額・減額問わず)は支給額全額が損金に認められなくなります。

また、役員給与の総額を増やすということは、次に説明する「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入」にも影響します。

### ③利益連動給与の新設

同族会社へ適用がないことや有価証券報告書等を作成している会社を対象としていることから、説明会では解説を省略しました。

## 3. 特殊支配同族会社の

「役員給与の給与所得控除相当額」の損金不算入

### ①制度の趣旨

会社法の改正に伴い、資本金1円の会社が認められるようになりました。

実質的一人会社と個人事業者とで比較した場合、個人事業者は「領収書のある実額経費のみ」が認められるのに対して、法人は「当該実額経費」のほかに「オーナーへの役員報酬にかかる給与所得控除額(給与所得者の必要経費)」が認められています(経費の二重計上)。実質の同じ両者について、課税の公平を保つべく当該給与所得控除相当額を損金不算入することを規定したのがこの改正です。ただし、一定の要件のもと適用除外になります。

## ②特殊支配関係同族会社とは

次の2要件を満たしている同族会社をいいます。この会社に該当した場合、代表者の役員報酬にかかる給与所得控除額の損金不算入の適用があるかを検討する必要があります。

(イ)「同族会社の業務を主宰している役員(業務主宰役員(注3-1))」および「その役員と特殊の関係にある者」が、発行済み株式の総数の100分の90以上の数を有する会社

(ロ)「業務主宰役員」および「その役員と特殊の関係にある常務に従事する役員(注3-2)」の総数が、常務に従事する役員の総数の過半数を占める会社たとえば、「家族だけで法人の株式または出資金をすべて保有しているような会社」はこれに該当します。

(注) 3-1 業務主宰役員とは、通常は、代表取締役。法人の代表者のこと。

3-2 常務に従事する役員とは、日常の業務についている役員。(非常勤役員は含まれない)

## ③当該規定の適用除外の判定

「法人の所得金額と代表者等の報酬の合計」について前3年の事業年度の平均額を計算します。

(イ) 上記で計算した金額が800万円以下の場合 → 「適用なし」

(ロ) 上記で計算した金額が800万円超3,000万円以下の場合

「当該金額の1/2」 $\geq$ 「代表者の報酬の合計額の前三年の平均」 → 「適用なし」

「当該金額の1/2」 $<$ 「代表者の報酬の合計額の前三年の平均」 → 「適用あり」

(ハ) 上記で計算した金額が3,000万円超の場合 → 「適用あり」

	業務主権役員の給与	法人の取得金額	合計額
前事業年度	9,600,000	11,000,000	20,600,000
前々事業年度	9,600,000	7,000,000	16,600,000
前々々事業年度	9,600,000	9,000,000	18,600,000
合計額	28,800,000	27,000,000	55,800,000
合計額÷3	9,600,000	9,000,000	18,600,000
Bが800万円以下なら適用なし		Bが800万円超3,000万円以下なら次の欄へ	
18,600,000 ÷ 2 = 9,300,000	適用なし $\geq$	9,600,000	
	適用あり $<$		

※業務主宰役員に変更があった場合等、前3年事業年度の全期間に渡り、業務主宰役員が同一でない場合は調整計算が必要です。

この判定表使用時の注意

●法人の所得金額は欠損の場合は欠損金額として△として計算する。●繰越欠損金の控除額は法人の所得金額として加算して計算する。

●基準期間(前3年の事業年度)がない場合は、判定する事業年度の法人の所得金額と業務主宰役員の給与の合計額が800万円以下もしくは、800万円超から3,000万円以下なら業務主宰役員の給与がその合計額の半分以上かどうかで判断することとなります。

## ④損金不算入の計算

損金不算入の適用ありと判定された場合、次の表の区分に応じた金額を法人の所得金額に加算することとなります。

### 損金不算入の計算

適用除外とならなかった場合は、業務主宰役員の給与のうち次の表が区分に応じた金額を法人の所得金額に加算することとなります。

業務主宰役員の給与(A)	損金不算入額
$A \leq 65$ 万円	65万円
$65$ 万円 $< A \leq 180$ 万円	$A \times 40\%$ (65万円未満の時は65万円)
$180$ 万円 $< A \leq 360$ 万円	$(A - 180$ 万円) $\times 30\% + 72$ 万円
$360$ 万円 $< A \leq 660$ 万円	$(A - 360$ 万円) $\times 20\% + 126$ 万円
$660$ 万円 $< A \leq 1,000$ 万円	$(A - 660$ 万円) $\times 10\% + 186$ 万円
$1,000$ 万円 $< A$	$(A - 1,000$ 万円) $\times 5\% + 220$ 万円

計算例

業務主宰役員の給与が960万円の場合  
(960万円 - 660万円) $\times 10\% + 186$ 万円 = 216万円  
よって216万円が法人の所得金額に加算となります。

# 「平成18年度 健康セミナーのご案内」

## 1部 { 戦国武将たちに学ぶ 健康力! }

戦国時代の武将は以外に長生き! 体調を気遣うコダワリ生活 健康を維持するためのノウハウを、戦国時代にさぐり、乱世にみる健康の秘訣を伝授いただきます。

## 2部 { “がん” はもう怖くない! ここまで来た最先端技術 }

★講師 … 植田美津江 先生 (うえだみつえ) 医学博士・医学ジャーナリスト

★会場 … 荻窪タウンセブン 8階

★日時 … 平成18年10月20日(金)

(杉並区荻1-9-1 駅徒歩0分 3391-2201)

午後6時00分より8時00分まで (5時30分開場)

★会費 … 無料 定員120名まで

(定員になり次第締切りとなります)

(詳しくは、荻窪法人会 HP で!)

# 18



文● 小林義雄 (寄稿)

支部長訪問

## こばやし よしお 第18支部長 小林義雄

### 今後ともご指導ご鞭撻を

今年度より第18支部長に推挙された小林と申します。浅学非才な私には初めてのことで先輩の皆様には今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

今から37年前の26歳の時この地に家電販売店を独立出店させていただきました。以来地域の皆様からあたたかいご支援並びにご愛顧いただきこの商売をやっつけられました。

この西荻窪南口の商店街も私が出店した頃は非常に活気があり(全国どこでもですが)店主もみな若く活発な活動を展開しておりました。

また西荻窪は荻窪、吉祥寺に挟まれています。小規模ながら特徴のあるお店が多くて楽しい街、ほっとする街だとよく言われます。この土地で生まれ育っていない私でも西荻窪駅に下車するとふるさとに戻ってきた気分になります。

この街で今までお付き合いの商店会、自治会・社会教育関連・同業組合等更に法人会の組織の中で皆さんにご指導いただきながら仕事に精進してまいります。



文 ● 田中晴弘 (寄稿)

支部長訪問

## 第22支部長 田中晴弘

厳しくも優しい助言に励まされ

この度、22支部長に就任しました田中晴弘です。

22支部は久我山2丁目・5丁目を担当地域としております。

前支部長がご都合で昨年9月より急遽 皆様の推薦を頂き支部長代行になりました。私自身、今まで支部での役員をしていませんでしたが、5年前より青年部会に入会して大変楽しく活動をさせて頂いておりました。

突然のご指名を頂き迷うところがあり、支部の会員様には大変ご迷惑をお掛けいたしております。

当22支部は来年4月に21支部との合併が決まり久我山地域(1〜5丁目)全域に及び 会員数としては最大支部に生まれ代わります。今後、21支部と調整してより良い支部にしていきたいと思っております。

7月には、21支部と合同で研修会を開催いたしました。

地域性として会員様は商店街だけでなく住宅地にもあるので各事業形態が異なり、共通の関心事を考慮して活性ある支部にしたいと思います。法人会は税務署の所轄ですが、法人として身近

に入れる会でもあり、いろいろな異業種の集まりですので積極的に会員様の意見を伺って行きたいと思っております。

会員様の個々の意見が集約され大きな意見となり、たとえば税制に関して国へ陳情、又は 地域への貢献等いろいろな方向に反映されると思います。

お気軽に参加して頂き交流する事が今後の法人会活動につながると思っておりますので、今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。



文 ● 館 充 (寄稿)

支部長訪問

## 第26支部長 たてみつる 館 充

**実績を引き続き実行していくことが責務**

26支部の支部長を努めさせて頂いて  
ます館充でございます。

26支部は荻窪1丁目〜3丁目を中心  
に活動を行っております、前支部長の  
蝦名様を中心に支部活動を行っており  
ましたが蝦名様の病気療養の快復が見  
られずにお亡くなりになりました。

私共26支部会員一同はあまりのショッ  
クでしばらく現実を受け止める事が  
できませんでした。

長い間26支部長として私共会員を法  
人会の楽しい勉強会として導いて頂いて  
くれた事、人間の良い、人情に深い  
人と誰もが認める人でした、心から感  
謝を申し上げますと共にご冥福をお祈  
り致します。

そんな深い悲しみの中、私に支部長  
を、とお声をかけて頂きました。

蝦名様の様に26支部の皆様と共に法  
人会の活発な活動を出きるかどうか自  
信はありませんが、しかし蝦名様の残  
した実績を引き続き実行して行くのが  
責務と思っております。

26支部の会員の皆様と役員の方々に  
ご指導とご協力を頂いて26支部ともど

も法人会の発展に微力ながら頑張って  
参りたいと思います。

今後共荻窪法人会の皆様にご指導ご  
鞭撻を賜ります様宜しくお願い申し上  
げます。



## 第3回

# 今話題の新会社法

税理士 小林 誉光

このコーナーは、話題になっている税の話や、法改正の話などをわかりやすく解説していきます。こんな話題を解説して欲しいなどご要望があればリクエストをお待ちしています。法人会事務局までご連絡ください。

## 新会社法によって何か変わるか

今回は、「類似商号規制の廃止」・「剰余金の分配」・「決算書の種類の変更」について、説明します。

### I 類似商号規制の廃止

1. 従来の商法は「類似商号規制」がありました

#### POINT

①「同一の市町村内」において②「同一の営業」の場合、商号登記はできませんでした。

これは、同一市町村内の紛らわしい商号を排斥することで、取引における誤認を避けることが目的でした。

そこで、商法や商業登記法では下記のような「類似商号規制」を設

けていました。  
紛らわしい商号（会社の名称）を排斥するため、同一市町村において他人が登記した商号については、同一の営業について登記することが禁止されてきました（商法旧19条）。

また、商業登記法では、同一市町村内において、同一の営業のために他人が登記したものと区別できないときは、商号の登記をすることができないとされていました。（商業登記法旧27条）

### 2. 従来の商業登記制度の問題点

次のような問題点が指摘されてきました。

商業登記制度の合理性が低下してきていること

①「企業活動の広域化」につれ、

②「同種の営業」の項目について、

3. 新会社法では、「類似商号規制」が廃止されました

「類似商号規制」が廃止されたことで、「会社の目的」の柔軟な記載が認められることとなりました。

これにより会社設立手続きも従来に比べ簡便化され、設立コストも大幅に軽減されることになりました。

#### POINT

①「同一の市町村内」において②「同

登記事項である「会社の目的」で判断するため、実務において「語句の使用が厳格」で審査に時間と手間がかかっていました。  
③「会社の目的」を判断にあたり専門性を要するため、その会社設立コストも問題でした。

「一の営業」の場合でも、商号登記は可能になりました。したがって、登記する側は手続きが容易になった反面、新たに取り引する会社については、登記簿謄本等にて会社の実態を確認する必要があると思います。

## 4. 新会社法でも、商業登記ができないケース

「同一の営業」かどうかに関係なく、「同一住所」での「同一商号」は登記することはできません。（従来どおり）

同一住所に同じ名前前の会社があったら全く区別がつきませんから、目的の如何を問わず、登記できないのは当然ですよ。

# Ⅱ 「剰余金の分配」と「決算書の種類の変更」

## 1. 従来の商法では配当回数に制限がありました

## 3. 剰余金の分配制限について

### ①純資産額制限

これまでの商法では、「債権者保護の見地」から、利益の配当の回数は制限されていました。つまり、「通常の配当」と「中間配当」の年2回に制限されていました。

また、配当額についても、「債権者保護の見地」から、通常の配当をおこなうときの「配当限度額」、中間配当をおこなうときの「中間配当限度額」などを、それぞれ定めていました。

## 2. 剰余金の分配はいつでも可能に

新会社法では、利益の配当について、「株主総会の決議」により、いつでもおこなえることになりました。

②分配可能額制限  
従来の商法では、「配当限度額」や「中間配当限度額」を個別に規定していました。①「自己株式の有償取得等」、③「会社財産が会社に払い戻される行為の3つを、「剰余金の分配」として整理し、統一の財源規

制が行われます。

この分配可能額を超えて剰余金の分配をおこなった取締役やその行為に同意した取締役は、その分配額を弁済する責任がありますから、配当などをおこなう際には注意が必要です。

## 4. 決算書の種類が変更

れなくなりました。その代わりとして、配当の原資となる剰余金の変動等を示すものとして「株主変動計算書」の作成が必要になりました。

②「営業報告書」の名称が変わりました。

従来、決算の説明報告用に、会社の業務・財政状況等の重要事項を記載していた営業報告書は、「事業報告」として名称が変わりました。ただし、中小企業の場合、株式を公開していない会社であることが多いため、通常、この「事業報告」を作成しないのが通常ではないでしょうか。

### POINT

利益処分案がなくなりました！

①「株主資本等変動計算書」の作成が必要になります

新会社法では、株主への配当がいつでも可能になるため、決算後の利益処分の方法を示す「利益処分案（損失処理案）」の作成は要求さ



小林 誉光氏

# 松澤元副会長を偲んで



追悼のことば

「ごめん、ね」

田崎秀夫

「松澤さん、原稿お願いいたしますー！」

「何のですか？」

「貴方の今年度の会員増強活動は大変にすばらしい、との皆様の言葉がありましたので、会員勧誘のお誘い方？ 話術？ そのようなことを是非に」

「私は文章は嫌いでね」

松森広報委員長の指示で広報誌に掲載したい旨を何度かお願いしていた。

昭和57年6月、箱根、山のホテルの広間、遙かに芦ノ湖を見下し、双子山を後方しりえに、そんな不粋なお願いは通らない。

「あなた書いてよ」

口数の少ない、不器用な男そのままを私に残して、彼はさっさと自室に入ってしまった。

結局、委員長命令のゴーストライターが文章を書いてお茶濁しをする事になる…。

昭和62年65号の広報誌に松澤さんは私に原稿を寄せてくださった。当時彼は組織委員長、加入率が話題の中心にあった。彼の実力が評価され適材が適所に納まった感じであった。そして、文章を拝読して正直愕いた。素敵なのである。予てその古武士の如き人柄に惚れていた私ではあったが、文中“張良の古事”を引き合いにされての説得、その実力に感じ入った。

そして、あの時のゴーストライターを振り返り、身の縮む思いであった。

平成18年6月 突然、松澤さんの計報に接した。社名のロードランナーの様に貴方は私の脇を走り抜けて逝ってしまった。

あの時は「ごめんね」と詫げる間も無しに

合掌

# SEINEN BUKAI

## 青年部会

だき総会は無事終了いたしました。その後の懇談会は和やかな雰囲気の中で行われました。

### 7月例会

#### 「どどいつ慢講」

青年部会幹事 鈴木千鶴・成瀬雅人

平成18年7月3日、クラブイン荻窪にて7月例会を行いました。

講師に中道風迅洞先生をお迎えし、「どどいつ慢講」笑いと涙の庶民の本音というテーマで講演をいただきました。



あいさつする水島会長

### 第32回通常総会

#### 和やかな雰囲気の中で

青年部会幹事長 柴田夏航

平成18年4月21日、荻窪東信閣において第32回通常総会が開催されました。親会より水島会長、また荻窪

窪事務所より柿沼署長をはじめ齊藤副署長、山口第一部門統括官、山口第一部門審理上席にご出席いただきました。議案は全て原案通りに承認され、滞りなく進行いたしました。最後に来賓の方よりご挨拶をいた



講師の中道風迅洞先生

講演会は好評のうちに無事終了いたしました。その後、懇談会は和やかな雰囲気の中で行われました。

「どどいつ」とあまりなじみがありませんでしたが、七・七・七・五の26文字に秘められた楽しさ、おもしろさを感じました。

季節や枕詞はともいらない、感じた事、思ったことをそのまま26文字にこめばいいことを知りました。

### 打ち水大作戦開催のお知らせ

#### ゆかたで参加しよう!

第6副支部長 河又雅之

【開催日】平成18年8月20日(日) 26日(土) 【時間】午後5時〜5時30分 【場所】四面道から荻窪警察までの青梅街道沿い

★浴衣で参加の方にもれなく浴衣クリーニング券プレゼント。★親子で参加の方、抽選で20組にFC東京観戦親子ペア券(9月30日)のプレゼント。★20日と26日は井草離子が皆さんをお迎えます。

★20日は沖繩のエイサーが皆様をお迎えます。★20日と26日にFC東京観戦親子ペアチケットの抽選の受付を行います。★20日と26日にクリーニング券をプレゼントします。ふるってご参加ください。★20



前回の打ち水に参加した方々

### 第1ブロック (第6回) 歩け大会 絶好の散歩日和

第3支部長 小代勉

平成18年4月8日(土)開催。

今年も第1ブロック恒例の歩け大会が開催されました。前日の天気予報では曇り時々雨の予報でしたが、その心配をよそに西武新宿線の井荻駅に56名の参加者が集合した午前10時の時点では、長袖では少し暑い位の絶好のお花見と散策日和でスタートしました。

井荻駅を出発し、上井草駅を通過

日と26日に浴衣の着付けを無料で行います。★無料着付け【受付期間】8月1日〜15日まで。★【受付場所】ジャケット・アベ電器・ウッドイーワン・橋本乾物店

【主催】八丁通り商店会／荻窪法人会 第6支部・第8支部

【協力】FC東京

【企画協力】NPO法人パルケ・デ・ボスケ



桜の下で記念撮影

し上井草スポーツセンターの脇を抜けて青梅街道を渡る道中では、歩け大会を待ち望んでいたかのように満開の桜が私たちを迎えてくれました。

途中、井草八幡宮にてお参りをし、目的地の善福寺公園へ入りました。

善福寺公園では、豪華なお弁当を囲み、支部を越えての交流を深める事が出来た第1ブロックの歩け大会でした。日頃の仕事に追われる毎日を、

この歩け大会を通じてリフレッシュされている様子がこの1枚の写真を通してご理解頂けると思います。来年も予定しておりますので、多数のご参加をお待ちしております。

## 第21・22支部合同研修会

### 「新会社法」について

第22支部長 田中晴弘

【開催日時】平成18年7月10日

【場所】シーダーハタ101号室

【テーマ】中小企業向け「新会社法」

【講師】税理士 小林誉光

参加会員が有限会社、株式会社（中小企業）の事業主のため、特例有限会社、株式譲渡制限会社に絞って講演をしていただき、または平成18年度税制改正、役員給与についても説明していただき、参加者より好評でした。



### 毎年恒例野外研修

### 年に1度ゆつくり他社の人と交流できる場

源泉部会 遠藤桂子

毎年恒例の野外研修、今年は栃木県足利市でした。朝8時、バスは杉並公会堂前を出発しました。

途中ぼつりぼつりと雨に降られましたが、傘をさすほどではなく、まずまずのお天気でした。

嫌なことは早く終了しようというところで、バスの中では早速、税金に関する問題が書かれた用紙が配られました。10問の簡単な問題でしたが、引っかけ問題もありちょっと意地悪なテストでした。それさえ済ませてしまえば、あとは思い思いにおしゃべりをしたり情報交換などをする時間となり、11時に最初の目的地、足利学校に着きました。

足利学校は日本最古の学校として知られていますが、創建された時代ははっきりしておらず、奈良・平安・鎌倉時代などいろいろな説があるそうです。歴史が明らかに分かるのは、

室町時代に、現在国宝に指定されている書籍などが寄進されたり、学長制度などが設けられてからだということです。この関東平野の板東の地に、日本全国から3千人もの学徒が集まって教育を受けたとの説明を受け、感慨深いものがありました。また、

16世紀に来日したフランシスコ・ザビエルも、「日本国中最も大にして最も有名な板東の大学」と足利学校を世界に紹介したそうです。そんな足利学校も、江戸時代の末期には「板東の大学」としての役割を終え、明治5年に幕を下ろしましたが、その精神は現在に脈々と引き継がれているといつことでした。

次にお隣にある饅阿寺（ばんなじ）に移動しました。ここは足利氏の菩提寺で、源頼朝の従弟である足利義兼が開基しました。義兼から数えて七世の孫にあたる足利尊氏は、京都室町に足利幕府を開き、二代義隆、三代義満（金閣寺開基）以下十五代義昭までの230年間、絢爛たる足利氏の時代を作り上げました。その間、この寺と足利氏とは密接に関係し、寺にはその時代の古文書など、

日本の中世史研究には欠かせない文化財が多数収められているということです。

饅阿寺からバスで10分ほどの「こころみ学園」ココ・ファーム・ワイナリーがこの日の最後の訪問地です。ここは、昭和30年代に特殊学級の中学生たちが急斜面の山を開墾し、600本余りのブドウの苗木を植えたのが始まりで、現在では、知的障害を持つ17歳から80歳までの男女90人の方々が、寝食を共にし、身体の機能訓練や教育を受けながら、ワイン醸造用のブドウやしいたけの栽培をしています。ブドウの栽培面積は2万1千平方メートル、ワインの醸造は年間15万本、しいたけの栽培は年間20トンということです。ここで地元

の新鮮な野菜と鶏肉のお食事、そして美味しいワインを試飲しました。私のお酒が飲めないのですが、ロゼワインはとても美味しかったです。口に含むとふわっとした、なんともいえない甘みが広がり、豊かなブドウの香りが感じられました。お酒の好きな男性諸氏には白ワインが好評でした。ワインのお土産を見たり、広いブドウ畑を眺めながらゆったりとした時間を過ごした後、バスに乗り込み、帰路につききました。来年の野外研修はどこかしら…と気の早いこ

とを考えているうちに、午後4時40分、杉並公会堂前に到着、1日のスケジュールを終えました。

源泉部会の会員は、日頃、会社内で忙しい立場で働いている社員です。平日の勤務時間中の研修ということで、参加しづらい方も少なくないかもしれませんが、けれど、野外研修は、年に1度ゆつくり他社の人と交流できる場であり、明日からの活力を与えてくれる場ともいえるのではないのでしょうか。

源泉部会のみなさん、今年参加できなかった方も来年はぜひご参加いただき、忙しい毎日からほんの少し離れて、有意義な研修旅行を楽しんでいただければと思います。



研修旅行に参加した源泉部会の皆さん

Uniform / Office wear / Winter Clothes / Work wear

# 着たくなる仕事着。

はたらく空間で  
こちよい時間を過ごすために。



オフィス・ウェア、ワーク・ウェア、イベントウェア等用途別に  
各種カタログを取り揃えております。お気軽にお申し付けください。



株式  
会社

**チャイルド社**

繊維部 マーチングユニフォーム課

〒167-0052 東京都杉並区南荻窪4-39-11

**TEL 03-3333-5107** (代表)

**FAX 03-3333-9449**

URL <http://www.child.co.jp/uniform/>

E-Mail [uniform@child.co.jp](mailto:uniform@child.co.jp)